

有償援助による調達の実施に関する訓令を次のように定める。

昭和52年4月28日

防衛庁長官 三原 朝雄

有償援助による調達の実施に関する訓令

改正 昭和52年7月1日庁訓第27号  
昭和53年5月1日庁訓第23号  
昭和58年3月7日庁訓第4号  
昭和59年5月30日庁訓第33号  
昭和59年6月30日庁訓第37号  
平成元年3月4日庁訓第6号  
平成10年12月2日庁訓第46号  
平成12年2月29日庁訓第10号  
平成13年1月6日庁訓第2号  
平成14年11月18日庁訓第57号  
平成15年10月23日庁訓第68号  
平成16年10月28日庁訓第78号  
平成18年3月27日庁訓第12号  
平成18年7月28日庁訓第83号  
平成19年1月5日庁訓第1号  
平成19年8月30日省訓第145号  
平成25年7月31日省訓第41号  
平成26年2月7日省訓第2号  
平成27年10月1日省訓第39号  
平成28年3月31日省訓第37号  
平成31年3月20日省訓第5号  
令和元年7月29日省訓第19号  
令和2年8月19日省訓第52号  
令和6年3月22日省訓第30号

(趣旨)

第1条 この訓令は、有償援助による調達の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有償援助 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（以下「相互防衛援助協定」という。）に基づき、アメリカ合衆国政府（以下「合衆国政府」という。）から装備品等及び役務（以下「調達品等」という。）を購入する調達方式をいう。
- (2) 引合書 合衆国政府が有償援助により販売する調達品等の内容及び条件を記載した書類で合衆国政府の代表者が署名したものをいう。
- (3) 引合受諾書 引合書に支出負担行為担当官が署名したものをいう。

- (4) 計算書 合衆国政府が有償援助により販売した調達品等の対価を記載した書類をいう。
- (5) ケース 引合受諾書に基づく個々の取引をいう。
- (6) 直接発注方式 引合受諾書に定める発注限度額の範囲内において、個々の調達品等をアメリカ合衆国軍隊の補給機関に直接発注することとされている方式をいう。
- (7) 部隊等 防衛省本省の内部部局、施設等機関、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、部隊及び機関、防衛監察本部及び各地方防衛局並びに防衛装備庁をいう。
- (8) 幕僚長等 大臣官房長、防衛省本省の施設等機関の長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長及び防衛装備庁長官をいう。
- (9) 物品管理官 物品管理法（昭和31年法律第113号）第8条第3項に規定する物品管理官及び同条第6項に規定する分任物品管理官をいう。
- (10) 物品管理官等 物品管理官（受領部隊等の物品管理官を除く。）並びに国有財産及び役務に係る調達品等の調達を所掌する場合における幕僚長等をいう。
- (11) 支出負担行為担当官 会計法（昭和22年法律第35号）第13条第3項に規定する支出負担行為担当官及び同条第5項に規定する分任支出負担行為担当官をいう。
- (12) 歳入徴収官 会計法第4条の2第3項に規定する歳入徴収官及び同条第5項に規定する分任歳入徴収官をいう。
- (13) 補助者 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和25年法律第172号）第2条第1項第12号に規定する補助者をいう。
- (14) 装備品等 有償援助により調達される装備品等（防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第1項第13号に規定する装備品等をいう。以下この号において同じ。）をいう。ただし、第14条から第17条までにおいては、有償援助により調達される装備品等及び有償援助により調達される役務の対象となる装備品等をいう。
- (15) 役務 有償援助により調達される役務（防衛省設置法第4条第1項第13号に規定する役務をいう。）をいう。
- (16) 受領部隊等 有償援助に係る装備品等又は役務を受領する部隊又は機関をいう。ただし、装備品等又は役務を受領する特定の部隊又は機関がない場合その他特段の事情がある場合には、第7号に規定する部隊等をいう。
- (17) 受領検査 有償援助により受領部隊等へ送付された装備品等及び提供された役務の受領のための検査をいう。
- (18) 受領検査官 補助者のうち、支出負担行為担当官から受領検査を命ぜられた者をいう。
- (19) 受取り等の場所 合衆国政府から購入した装備品等が日本国に最初に到着する場所若しくは合衆国政府と契約した輸送業者による日本国内輸送により装備品等が到着する場所又は装備品等を合衆国政府に向けて搬出する場所で、別表に掲げる空港、飛行場又は港湾をいう。

(有償援助による調達の基準)

第3条 輸入しようとする調達品等について、その調達源が合衆国政府に限られるもの又はその価格、取得時期等を考慮して有償援助による調達が妥当であると認められ、かつ、合衆国政府が有償援助による販売を認めるものについては、有償援助により調達を行うものとする。

(調達区分)

第4条 有償援助による調達は、防衛装備庁において行うものとする。ただし、直接発注方式により調達品等を調達する場合及び日本国にあるアメリカ合衆国軍隊(以下「在日合衆国軍隊」という。)の保有する調達品等を調達する場合には、部隊等(防衛装備庁を除く。)において行うものとする。

(価格、条件等の照会)

第5条 幕僚長等又はその指定する者は、有償援助について予算の積算等のため必要がある場合には、調達品等の価格その他の調達条件等に関し合衆国政府に照会するための措置をとるものとする。

(引合書の請求)

第6条 物品管理官等は、調達品等を有償援助により調達しようとする場合には、引合書の請求、作成、送付等に要する期間、引合書の有効期間等を考慮し、第8条の規定による署名の予定日までに引合書に署名できることとなるよう関係の支出負担行為担当官に対し、引合書の請求を依頼するものとする。

2 物品管理官等は、前項の依頼を行ったときは、当該請求の依頼の写しを速やかに受領部隊等の長に送付するものとする。

3 支出負担行為担当官は、第1項の請求を行う際には、物品管理官等の協力を得て、装備品等の調達に係るものにあつては装備品等の品目、数量、納入場所等を、役務の調達に係るものにあつては提供される役務の内容、提供開始予定時期、提供完了予定時期、提供場所等を明らかにするものとする。

4 支出負担行為担当官は、第1項の規定により依頼を受けたときは、合衆国政府に対し、引合書を請求するための措置をとるものとする。

5 支出負担行為担当官は、合衆国政府から引合書の送付を受けたときは、物品管理官等に当該引合書の写しを送付するものとする。

(引合書の疑義)

第7条 幕僚長等(防衛装備庁長官を除く。)は、引合書の内容が日本国政府と合衆国政府との間の取極と相違するおそれのある事項及び特異な調達条件に関する事項を含んでいる場合には、速やかに、防衛装備庁長官と協議するものとする。

(引合書の署名)

第8条 支出負担行為担当官は、物品管理官等から引合書の記載内容のとおり調達品等の調達を要求する旨の通知を受けたときは、直ちに、支出負担行為(財政法(昭和22年法律第34号)第34条の2第1項に規定するものをいう。)として当該引合書に署名するものとする。

(引合受諾書の送付)

第9条 支出負担行為担当官(防衛装備庁長官を除く。)は、引合受諾書を、その有効期間内に合衆国政府に提出することができることとなるよう防衛装備庁長官に対し、

合衆国政府への送付を依頼するものとする。

- 2 支出負担行為担当官は、引合受諾書の写しを、速やかに、物品管理官等及び受領部隊等の長に送付するものとする。

(輸入協議)

第10条 調達を実施する幕僚長等は、有償援助による調達に際し、輸入貿易管理令(昭和24年政令第414号)第19条第1項ただし書の規定に基づく輸入の協議(以下「輸入協議」という。)を必要とする場合には、防衛大臣に輸入協議の申請を行うものとする。

- 2 防衛大臣は、前項の規定により申請を受けたときは、その申請に基づき経済産業大臣と輸入協議を行うものとする。

- 3 防衛大臣は、前項に規定する輸入協議が整ったときは、輸入協議に係る同意文書を関係の幕僚長等に送付するものとする。

- 4 幕僚長等は、前項の規定により同意文書の送付を受けたときは、当該同意文書を支出負担行為担当官に、その謄本を第15条第1項に規定する港湾受取部隊等の長(輸送代行業者に通関手続業務を委任する場合にあつては、当該輸送代行業者。次条において同じ。)に送付するものとする。

(装備品等の国外搬出)

第11条 支出負担行為担当官は、有償援助による調達に係る装備品等を日本国外に搬出する場合において、輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)第1条第1項又は第2条第1項の経済産業大臣の承認又は許可を必要とするときは、そのための手続きを行った上、承認書又は許可書を第15条第1項に規定する港湾受取部隊等の長に送付するものとする。ただし、重要な装備品等を日本国外に搬出する場合には、前条の規定に準じて手続きを行うものとする。

(発注限度額の範囲内における発注)

第12条 支出負担行為担当官は、直接発注方式により調達する場合には、引合受諾書を合衆国政府へ送付した後、合衆国政府の指定した発注経路を通じ、当該引合受諾書に定める発注限度額の範囲内において、合衆国政府に対し、個々の調達品等の発注を行うものとする。

(支払いのための措置)

第13条 幕僚長等は、支出負担行為担当官から通知された引合受諾書の支払条件に基づく合衆国政府の支払い請求があつたときは、その支払いが遅延することなく行われるよう所要の措置をとることに努めるものとする。

(輸送代行業者による引取り確認)

第14条 支出負担行為担当官は、装備品等を日本国内まで輸送させる必要がある場合には、輸送代行業者にアメリカ合衆国において合衆国政府から防衛省所有に係る装備品等を引取らせるものとする。

- 2 支出負担行為担当官は、前項の引取りに際しては、輸送代行業者に開梱しないで装備品等の品目、数量及び外観を確認させるものとし、異常があつた場合には、当該輸送代行業者に対し、支出負担行為担当官又は支出負担行為担当官の補助者として有償援助による調達に関する業務を実施するためにアメリカ合衆国に滞在している職員に

その旨を連絡させ、支出負担行為担当官の指示を受けさせるものとする。

(港湾等における受取り等の業務)

第15条 港湾受取部隊等（別表に掲げる部隊又は機関をいう。以下同じ。）の長は、受取り等の場所において次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 輸送代行業者又は合衆国政府（合衆国政府と契約した輸送業者を含む。以下この条及び次条において同じ。）からの装備品等の受取り
- (2) 輸送代行業者又は合衆国政府への装備品等の引渡し
- (3) 関税法（昭和29年法律第61号）第67条の規定に基づく申告その他の通関手続（支出負担行為担当官が輸送代行業者に委任する場合を除く。）
- (4) 受領部隊等へ送付するための日本国内輸送手続き
- (5) 前各号に掲げる業務に関する在日合衆国軍隊及び所管の行政官庁その他関係機関との連絡及び調整

2 前項第4号の規定にかかわらず、横田飛行場に到着した装備品等の受領は、航空自衛隊作戦システム運用隊から装備品等の到着の通知を受けた受領部隊等が、当該通知を受けた日から起算して4日以内に横田飛行場において受領するものとする。ただし、4日以内に受領することが困難と認められる場合は、速やかに、その旨を航空自衛隊作戦システム運用隊司令に通知するものとする。

3 幕僚長等は、特別防衛秘密に係る装備品等を合衆国政府から受取ることとされている者について、あらかじめ、相互防衛援助協定に規定する合衆国政府の責務を日本国において遂行する同国政府の機関（以下「相互防衛援助事務所」という。）の指定した様式に従い、相互防衛援助事務所の長に通知するものとする。

(港湾等における受取りの確認)

第16条 支出負担行為担当官は、日本国内に輸送された装備品等で合衆国政府の輸送に係るものについて、その受取りを確認するため、補助者として港湾受取部隊等に所属する職員のうちから当該部隊等の長が指名した者に開梱しないで装備品等の品目、数量及び外観を確認させるものとする。

2 前項の規定により確認を命ぜられた者は、装備品等について確認を行つた場合には、直ちに、確認した旨の調書を作成し、支出負担行為担当官に送付するものとする。

(装備品等の補修等)

第17条 支出負担行為担当官は、輸送代行業者の輸送役務に係る装備品等の検査において、輸送代行業者の責任による装備品等の異常又は滅失があると認めた場合には、物品管理官等と協議の上、輸送代行業者に対し、補修又は金銭賠償を行わせるものとする。

2 前項の規定により金銭賠償を行わせる場合においても、金銭賠償に係る装備品等を輸送代行業者その他の第三者に引渡さないものとする。

(受領検査)

第18条 支出負担行為担当官は、受領部隊等が装備品等又は役務を受領したときは、遅滞なく、受領検査を行うものとする。

2 支出負担行為担当官は、受領検査を補助者に行わせる場合には、補助者として受領部隊等の職員のうちから当該部隊等の長が指名した者を受領検査官に任命し、受領検査

査を命ずるものとする。

- 3 支出負担行為担当官は、前項の規定により受領検査を命ずる場合には、引合受諾書等に基づき、装備品等に係るものにあつては受領すべき装備品等の品目、数量、外観等を、役務に係るものにあつては提供される役務の内容、提供開始予定時期、提供完了予定時期、提供場所等を明らかにした受領検査指令書を受領検査官に送付するものとする。
- 4 装備品等に係る受領検査においては、装備品等と受領検査指令書を照合し、次の各号に定める基準により、その品目、外観、耐用期間及び数量を確認の上、合格又は保留の判定を行うものとする。
  - (1) 装備品等の品目が受領検査指令書の記載の品目と一致しているか否かを確認し、一致していない場合には、当該装備品等は保留とする。ただし、物品管理官等が受領検査指令書の記載の品目と代替可能であると認めた品目については合格とする。
  - (2) 装備品等に外観上損傷、発錆等の異常があるか否かを確認し、異常のある場合には、当該装備品等は保留とする。
  - (3) 合衆国政府の発行する技術指令書等において耐用期間が定められている装備品等については、その期間が経過しているか否かを確認し、経過しているもの又は近い将来経過するものは保留とする。
  - (4) 装備品等の数量が受領検査指令書の記載の数量と一致しているか否かを確認し、欠品、不足又は過剰がある場合には、当該装備品等の欠品、不足又は過剰の数量は保留とする。
- 5 役務に係る受領検査においては、当該役務の受領に際し、受領部隊等が作成した又は合衆国政府から受領した書類等と受領検査指令書に記載された検査指令事項を照合し、合格又は保留の判定を行うものとする。
- 6 受領検査官は、前2項の規定により保留と判定した調達品等について、その原因が合衆国政府の責任によるものか否かを判断するものとする。
- 7 受領検査官は、受領検査を完了した場合には、直ちに、受領検査調書を作成し、装備品等に係るものにあつては受領部隊等の物品管理官又は受領官（国有財産法（昭和23年法律第73号）第9条第1項に規定する部局等の長から国有財産に係る受領を命ぜられた者をいう。）を経由の上、役務に係るものにあつては受領検査調書に第5項に規定する照合に用いた書類等を添付の上、支出負担行為担当官に送付するものとする。
- 8 支出負担行為担当官は、前項の規定に基づき受領した受領検査調書及び書類等を、当該装備品等又は役務に係る最終の計算書を合衆国政府より受領するまで適切に保管するものとする。

（不具合報告書等）

第19条 物品管理官等（受領部隊等の物品管理官を含む。以下次項及び第3項、次条第4項並びに第26条において同じ。）は、受領検査において保留と判定された事由が合衆国政府の責任によるものとの疑いがある場合には、直ちに、その交換若しくは補修又は金銭賠償のいずれかを希望する是正措置を示す不具合報告書を作成し、前条第7項の規定に基づき受領検査調書が物品管理官を経由するものについては受領検査

調書を添付の上、支出負担行為担当官に送付するものとする。

- 2 物品管理官等は、前項の不具合報告書に係る調達品等について次条の規定に基づく合衆国政府による是正措置がとられるまでの間、保管するものとする。
- 3 物品管理官等は、受領検査において合格と判定された調達品等について、合衆国政府の責任によるものと認められる不具合を発見した場合には、直ちに、当該調達品等の交換若しくは補修又は金銭賠償のいずれかを希望する是正措置を示す不具合報告書を作成し、支出負担行為担当官に送付するものとする。
- 4 前項に規定する不具合報告書の送付は、合衆国政府による調達品等の出荷（役務にあつては、提供。以下同じ。）の日又は合衆国政府からの所有権移転があつた日のいずれか早い日から起算して8か月以内（役務にあつては、提供完了日から起算して8か月以内）に支出負担行為担当官に到達するよう行うものとする。ただし、調達品等を受領した後やむを得ない事情により不具合の発見が遅れた場合は、この限りでない。（不具合調達品等の是正措置）

第20条 支出負担行為担当官は、前条第1項及び第3項の規定により不具合報告書の送付を受けたときは、速やかに、必要に応じ物品管理官等と協議の上、合衆国政府の指定した様式に従い、合衆国政府に対し、不具合報告書に係る調達品等（以下「不具合調達品等」という。）の交換若しくは補修又は金銭賠償による是正措置を要求するものとする。

- 2 前項の要求は、合衆国政府による調達品等の出荷の日又は合衆国政府からの所有権移転があつた日のいずれか早い日から起算して1年以内（役務にあつては、提供完了日から起算して1年以内）に合衆国政府に到達させるよう必要な措置を講じなければならない。ただし、隠れた瑕疵を含む合衆国政府の責めに帰すべき不具合に関する要求である場合は、この限りでない。
- 3 支出負担行為担当官は、前2項の規定による不具合調達品等の是正措置の要求に対し、合衆国政府からその是正措置について回答があつたときは、物品管理官等にその内容を通知するものとする。
- 4 物品管理官等は、前項の合衆国政府の回答に基づき不具合調達品等を合衆国政府へ送付することとなつた場合には、日本国内の合衆国政府が指定した場所において、当該不具合調達品等を合衆国政府に引渡すための措置をとるものとする。

（出荷促進）

第21条 支出負担行為担当官は、合衆国政府から出荷予定時期の変更、調達状況等について通知を受けた場合は、物品管理官等にこれらの内容を通知するものとする。

- 2 支出負担行為担当官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、合衆国政府に対し、出荷促進のための措置をとるものとする。
  - (1) 出荷予定時期を相当の期間経過しても調達品等が出荷されないとき。
  - (2) 前号のおそれがある場合において必要があると認めるとき。
  - (3) 物品管理官等からの出荷促進の要請を受けたとき。

（発注取消し）

第22条 物品管理官等は、定期的に又は支出負担行為担当官からの要請に基づき、調達品等の調達の必要性について検討し、調達する必要性がなくなつたと認められるとき

又は変更後に出荷時期が不確定であり、若しくは相当延長されることとなるため発注取消しをすることが妥当であると認められるときは、支出負担行為担当官に対し、当該調達品等の発注取消しを依頼するものとする。

2 支出負担行為担当官は、前項の規定により物品管理官等から発注取消しの依頼を受けたときは、合衆国政府に対し無償による発注取消しを申し入れることとし、同意が得られた場合には、合衆国政府に対し、無償による発注取消しを行うための措置をとるものとする。ただし、発注の取消しが合衆国政府の責に帰することができないと認める場合は、この限りでない。

3 支出負担行為担当官は、前項本文の無償による発注取消しの申入れに対して同意が得られなかった場合及び前項ただし書の場合には、物品管理官等と協議の上、有償による発注取消しをすることが妥当であると認められるときは、合衆国政府に対し、有償による発注取消しを行うための措置をとるものとする。

(計算書の送付等の要請)

第23条 支出負担行為担当官は、調達品等の受領後、相当の期間経過しても計算書が送付されない場合には、速やかに、合衆国政府に対し、送付の促進を要請するための措置をとるものとする。

2 支出負担行為担当官は、合衆国政府から送付された計算書に誤り又は疑義がある場合には、速やかに、合衆国政府の指定する様式がある場合にあってはその様式に従い、合衆国政府に対し、是正措置を要求し又は説明を要請するための措置をとるものとする。

3 前項の要求又は要請は、合衆国政府による調達品等の出荷予定日又は合衆国政府から計算書が送付された日（計算書に記載されている計算書作成日をいう。）のいずれか遅い日から起算して1年以内に合衆国政府に到達させるよう必要な措置を講じなければならない。

(提供の確認)

第24条 支出負担行為担当官は、合衆国政府から中間の計算書が送付された場合には、一定期間を定めて当該計算書と受領検査調書を照合し、不具合事項がある場合にあっては当該不具合事項に係るものを除き、提供の確認を行うものとする。

2 支出負担行為担当官は、合衆国政府から最終の計算書が送付された場合には、速やかに、不具合事項がある場合にあっては当該不具合事項を解決の上、計算書と受領検査調書を照合し、ケースに係る提供の完了の確認を行うものとする。

(余剰金の返済請求)

第25条 支出負担行為担当官は、前条第2項の規定により提供の完了を確認した後、ケースに余剰金が生じた場合には、速やかに、債権発生通知書を作成して歳入徴収官又は支出官に送付するものとする。

2 支出負担行為担当官は、提供の完了の確認前であつても、提供の完了を確認できない理由が一部の不具合事項によるものであつて、その不具合事項に係るものを除けば相当の余剰金が生ずることになる場合又は発注取消しにより相当の余剰金が生ずることになる場合には、合衆国政府に対し、余剰金の返済を請求するための措置をとるものとし、合衆国政府から返済について同意があつたときは、速やかに、債権発生通知



書を作成して歳入徴収官又は支出官に送付するものとする。

- 3 歳入徴収官又は支出官は、前2項の規定により債権発生通知書の送付を受けたときは、速やかに、合衆国政府に対し、余剰金の返済を請求するための措置をとるものとする。

(調達に関する記録)

第26条 支出負担行為担当官は、物品管理官等及び受領部隊等の長の協力を得て、有償援助による調達に関して、引合書の請求からケースの終結までの一連の状況を適切に把握するとともに、別に定めるところにより、これを台帳に記録するものとする。

(連絡調整)

第27条 関係の部隊等及び防衛装備庁の関係部局の長は、有償援助による調達を円滑かつ迅速に実施するため、年2回及び必要に応じ随時、連絡調整のための会議を開催して意思の疎通を図り、業務の調整を行うものとする。

(教育)

第28条 幕僚長等は、相互に協力し、少なくとも年1回及び必要に応じ随時、関係職員に対し、有償援助による調達業務について教育を行うものとする。

(報告)

第29条 調達を実施した幕僚長等は、別に定めるところにより、毎年度における有償援助による調達の実施状況を防衛大臣に報告するものとする。

(特例)

第30条 有償援助による調達について、日本国政府と合衆国政府との間の取極に基づき特別の合意のあつた場合その他特別の理由があるためこの訓令により難いものとして防衛大臣の承認があつた場合には、この訓令の規定と異なる取扱いをすることができる。

(委任規定)

第31条 この訓令の実施に関し必要な事項は、防衛装備庁において行う調達に係るものにあつては防衛装備庁長官が、部隊等において行う調達に係るものにあつては幕僚長等（防衛装備庁長官を除く。以下この項において同じ。）が、必要に応じ関係の幕僚長等及び防衛装備庁長官と協議の上、定めるものとする。

- 2 幕僚長等は、前項の定めをした場合には、速やかに、防衛大臣に報告するものとする。

附 則（抄）

- 1 この訓令は、昭和52年5月2日から施行する。

附 則（昭和52年7月1日庁訓第27号）

この訓令は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則（昭和53年5月1日庁訓第23号）

この訓令は、昭和53年5月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月7日庁訓第4号）

この訓令は、昭和58年3月24日から施行する。

附 則（昭和59年5月30日庁訓第33号）

この訓令は、昭和59年6月1日から施行する。

附 則（昭和 59 年 6 月 30 日庁訓第 37 号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和 59 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 4 日庁訓第 6 号）（抄）

- 1 この訓令は、平成元年 3 月 4 日から施行する。
- 3 この訓令の施行の日以後において、給食の実施に関する訓令第 7 条、防衛庁所管国有特許権等の管理に関する訓令第 7 条若しくは第 10 条、有償援助による調達の実施に関する訓令第 27 条又は海上自衛隊の使用する船舶が緊急船舶の指定を受ける場合の手續の訓令第 3 条の規定による昭和 63 年度に係る報告又は通知を行う場合の報告書又は通知書の様式については、当該報告書及び通知書の様式中「平成 年度」とあるのは「昭和 年度」とする。
- 5 この訓令の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上利用できる。

附 則（平成 10 年 12 月 2 日庁訓第 46 号）

この訓令は、平成 10 年 12 月 8 日から施行する。

附 則（平成 12 年 2 月 29 日庁訓第 10 号）

この訓令は、平成 12 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 1 月 6 日庁訓第 2 号）（抄）

- 1 この訓令は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 14 年 11 月 18 日庁訓第 57 号）

この訓令は、平成 14 年 11 月 18 日から施行する。

附 則（平成 15 年 10 月 23 日庁訓第 68 号）

この訓令は、平成 15 年 10 月 23 日から施行する。

附 則（平成 16 年 10 月 28 日庁訓第 78 号）

この訓令は、平成 16 年 10 月 28 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 27 日庁訓第 12 号）

この訓令は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 18 年 7 月 28 日庁訓第 83 号）

この訓令は、平成 18 年 7 月 31 日から施行する。

附 則（平成 19 年 1 月 5 日庁訓第 1 号）

この訓令は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

附 則（平成 19 年 8 月 30 日省訓第 145 号）（抄）

- 1 この訓令は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 7 月 31 日省訓第 41 号）

この訓令は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 7 日省訓第 2 号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 26 年 2 月 7 日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 1 日省訓第 39 号）

この訓令は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日省訓第 37 号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月20日省訓第5号）

この訓令は、平成31年3月26日から施行する。

附 則（令和元年7月29日省訓第19号）

この訓令は、令和元年7月29日から施行する。

附 則（令和2年8月19日省訓第52号）

この訓令は、令和2年8月19日から施行する。

附 則（令和6年3月22日省訓第30号）

この訓令は、令和6年3月22日から施行する。

別表（第15条関係）

受取り等の場所	担当部隊等
京浜港、東京国際空港及び成田国際空港	陸上自衛隊中央輸送隊
横須賀港	海上自衛隊横須賀造修補給所
呉港	海上自衛隊呉造修補給所
佐世保港	海上自衛隊佐世保造修補給所
三沢飛行場	航空自衛隊第3航空団
小松基地	航空自衛隊第6航空団
新田原基地	航空自衛隊第5航空団
浜松基地	航空自衛隊警戒航空団
横田飛行場	航空自衛隊作戦システム運用隊
美保基地	航空自衛隊第3輸送航空隊
名古屋港	近畿中部防衛局東海防衛支局

注 幕僚長等は、特に必要がある場合には、防衛大臣の承認を得て、この表に掲げるもの以外の受取り等の場所及び担当部隊等を定めることができる。